

都市計画道路はりまや町一宮線 新堀川自然環境観測・検証専門委員会設置要綱

(目的)

第1条 都市計画道路はりまや町一宮線の整備に伴い、新堀駐車を撤去した区間において、新堀川の自然環境の観測結果の検証等を行うため、都市計画道路はりまや町一宮線 新堀川自然環境観測・検証専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員は、学識経験者の中から土木部長が選任する。

2 委員の任期は、選任の日から選任の日の属する年度の3月31日までとする。

(座長)

第3条 座長は、委員会に先立ち、土木部長が選任する。

2 座長は、委員会を代表し、その業務運営を指揮する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は事務局が座長の承諾を得て招集する。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、高知土木事務所と都市計画課で構成し、その事務は高知土木事務所が行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、土木部長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 20 年 8 月 22 日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 11 月 19 日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 5 月 24 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 4 条の規定にかかわらず、前項の要綱改正の日以後最初に開かれる委員会は、土木部長が招集する。

新堀川自然環境観測・検証専門委員会委員

分野	氏名	所 属
水生植物類	オオノ マサオ 大野 正夫	高知大学 名誉教授
エビ・カニ類	○ サカイ カツシ 酒井 勝司	四国大学 名誉教授
魚類	タカハシ イサオ 高橋 勇夫	たかはし河川生物調査事務所長
貝類	タダ アキラ 多田 昭	元香川県立香川中部養護学校教諭

※○印は座長

※名簿順序は委員氏名の50音順

計 4名

オブザーバー

高知県林業振興・環境部 環境共生課